

令和2年第4回八千代町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月11日（金曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（8番）	中山 勝三君	1番	谷中 理矩君
2番	関 眞幸君	3番	安田 忠司君
4番	増田 光利君	5番	大里 岳史君
7番	上野 政男君	9番	生井 和巳君
10番	大久保 武君	11番	水垣 正弘君
12番	小島 由久君	13番	宮本 直志君
14番	大久保敏夫君		

本日の欠席議員

副議長（6番） 廣瀬 賢一君

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	杉山 淳君
秘 書 公 室 長	生井 好雄君	総 務 部 長	渡辺 孝志君
企画財政部長	青木 一樹君	保健福祉部長	大里 斉君
産業建設部長	木村 和則君	総 務 課 長	川村 俊之君
消防交通課長	青木 讓君	税 務 課 長	鈴木 衛君
戸籍住民課長	諏訪 敦史君	まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君
財 務 課 長	倉持 浩幸君	福 祉 課 長	飯ヶ谷智巳君
長寿支援課長	宮田 圭子君	都市建設課長	宮本 克典君
産業振興課長	古沢 朗紀君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	飯岡 勝利君
教育次長兼 学校教育課長	小林 由実君	総 務 課 主 査	古橋 一裕君
財 務 課 主 査	山口富実子君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 岩坂 信幸 補 佐 鈴木 佳奈
主 査 山中 昌之

議長（中山勝三君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

令和2年12月11日（金）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（中山勝三君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（中山勝三君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大里岳史議員の質問を許します。

5番、大里岳史議員。

(5番 大里岳史君登壇)

5番(大里岳史君) おはようございます。ただいま議長の許可がありましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。ちなみに今回で私の質問は10回目になります。明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

私の質問は、消防団応援事業についてであります。八千代町の消防団は、創設以来地域に密着した防災組織として火災のときはもちろんのこと、日頃の防火・防災に関する啓発活動や台風をはじめとした災害の発生時などを見守り、災害復旧の最前線に立ち、地域の安全安心を一手に担っている我が町にはなくてはならない存在であるということは言うまでもありません。

現在コロナ禍の中で消防団は火災出動のほか、毎月2回の巡回点検や全国火災予防運動など啓発活動を積極的に行っており、我々の生命、財産、安全安心を陰ひなたで見守ってくれております。改めてここに消防団員の皆様の日々のご苦勞に感謝を申し上げます。

また、八千代町の消防団は毎年操法大会に向けて消防関係者や家族、さらに町を挙げての応援体制により、操法レベルも県西地区においても優勝を狙える域に達しつつあります。操法大会に向けての半年間、選手は仕事の合間や家族とのプライベートの時間を削り練習し、一意専心に励んでいる姿は多くの皆さんの心を打ち、それを支える消防団関係者、家族、そして地域の皆様は、物心ともに応援し、同じ目標へ進んで一体となって大会への機運を盛り上げます。

さらに大会当日は、温かい食事で激励したり、「パパ、頑張れ」と熱いエールとまなざしを送る子どもたちや家族とともに、町長や私たち議員も懸命に、そして緻密に走り抜ける選手の雄姿に心を動かされる瞬間でもあります。本年は残念ながら中止を余儀なくされましたが、このコロナウイルス感染症の拡大が収束した後に、また私たち町民を勇気づけるような操法を披露してくれることと確信しております。

こうした消防団の献身でかつ町民の守り人としての存在は、今後も絶やすことなく、さらに盛り上げていくべきであると私のみならず、ここ議場にいる議員、執行部全員の願いであると思います。しかしながら、現在その消防団活動が全国的に見ても縮小傾向

にあり、団員の確保も容易ならざる局面にあります。そういった状況にありながら、平成23年の東日本大震災を契機に地域を支える消防団の重要性がますます注目され、平成25年には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。この法律では、公務員の消防団員の兼職を可能とし、事業者に対しても消防団員への冷遇を禁止し、自治体も積極的に地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究、情報の提供、その他措置を講ずるものとされました。

それでもなお総務省の調査では、消防団員数は年々減少しており、平成29年4月1日現在、消防団等充実強化法の成立直後の平成26年4月1日現在の86万4,347人に比べ、1.6%減少し、85万331人となっております。八千代町も例に漏れず、条例で定められた192名の団員数は維持はしているものの、その確保に関しては毎年のように地域の課題として消防団OBや区長の皆さんをはじめ、多くの方々が頭を悩ませる状況があります。そんな目の前の課題に対して八千代町はどのように取り組んでいくのか、そして消防団員に対して何ができるのかということをもっと真剣に考えなければなりません。

現在の消防団確保も団員OBや団員の同級生、後輩、区長さんなど、いろいろな方面から探してくださいとお願いされていることは、ここにいる皆さんもご承知のとおりと思います。しかしながら、このような橋渡しでの対応の状況は、このままではいずれ息切れを起こしてしまうことが容易に予想されます。これ以上団員確保を地域任せ、人任せにするのでしょうか。町としても積極的に取組を進め、地域が安心できるまちづくりをすべきでないでしょうか。

野村町長の公約にも安心できるまちづくりが掲げられております。いつ始めるのですか。今でしょう。そこで私は消防団応援事業を提案したいと思います。具体的には、やちよ応援クーポン券取扱店等と連携し、消防団員来店の際には、お店が考えた独自のサービスなどを受けられるように、消防団応援割を導入していただきまして、八千代町では消防団員や消防団家族が利用できる憩遊館の入浴券を消防団応援チケットとして配付し、消防団員の皆さんがこの町の消防団に所属してよかったと思えるような施策をぜひ導入すべきと考えます。

そして、消防団応援事業に協力していただいた加盟店には、町のホームページや最近開設した八千代公式ユーチューブで紹介するなど、町とお店の協力体制をしいて、消防団の確保や士気向上などを積極的に図ってほしいと考えます。加盟店には消防団員募集のポスターを貼っていただいたり、消防団に向いている人材をスカウトしていた

だいたり、入団したら表彰するなど、町としてもアイデアを出し合って消防団確保に真摯に向き合うべきと考えます。

今後の安定的な消防団員の確保は、将来にわたって八千代町の安全安心に直結する課題でもあります。その地域の最も深く関わる課題を野放しにしていくことは、八千代町の未来に責任を持たないと言っても過言ではないでしょう。先ほど提案した消防団応援事業をぜひ早急に導入していただき、安心できる八千代町を実現していただくよう切にお願いして、私の質問を終わります。

議長（中山勝三君） 総務部長。

（総務部長 渡辺孝志君登壇）

総務部長（渡辺孝志君） 議席番号5番、大里岳史議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

ご質問の消防団応援事業についてでございますけれども、消防団の福利厚生の実施による地域防災力向上を図ることを目的とし、消防団応援の店や消防団員サポート事業という形で取り入れている事例がございます。地域防災の中核として活躍しております消防団員を地域を挙げて応援し、そして消防団員の確保及び加入促進を図るため、ご賛同いただいた事業所等の協力によって、消防団員やそのご家族等を対象にサービスを提供していただく事業でございます。

また、消防団を応援することを通して、地域貢献を行うとともに、集客効果が図られることなどの効果も考えられます。茨城県内では15市町、町では大子町のみということですが、導入されているようであります。県西地区の10市町に至っては、古河市、結城市、下妻市、筑西市、それから桜川市の5市で導入されております。登録されている店舗等の事業所数につきましては、多いところで89、少ないところで16でございます。利用者につきましては報告を求めているということで、正確な人数は不明ですが、一定の利用は確認しているとのことでございます。

議員ご指摘のとおり、全国的に消防団員数の減少が続く中、八千代町におきましても消防団員の確保が課題となっております。消防団は、火災はもちろんのこと、大規模災害時の対応や身近な災害への取組など、地域の安全安心の確保の上で不可欠な組織であり、その大きな力に頼らざるを得ない重要な組織でございます。その機能を生かすためにも、必要な消防団員数を確保しなければなりません。

当町では、現在消防団員数は定数の192名を満たしている状況ではありますが、急速な少

子高齢化や担い手の減少、さらには遠方に勤める方が増えるなど、消防団員の確保に苦慮しております。地域の住民が自分たちの町は自分たちで守るということに関心を持ち、町全体で消防団を応援する体制をつくることは、消防団員の士気の高揚、新規入団者の確保、さらには地域力の向上を図るため重要でございます。

議員ご提案の消防団を支援する事業は、消防団への理解の向上や団員確保への機運の醸成、何よりも消防団員の皆様にとっても大きな励みになる試みと考えられます。消防団応援の店の導入については、消防団員からも要望がございます。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げなどが落ち込む中、消防団を応援していただくためとはいえ、消防団員を優遇するため店舗等の事業所にさらなる負担となることも考えられる制度の導入はどんなものなのかというような意見等もございます。

当町におきましては、消防団員の確保については重要な課題と考えまして、消防団員が活動しやすい環境整備に向け、消防団応援の店をはじめ、消防団活動や消防団の必要性について理解を深めてもらうようなPRや情報発信の強化、そして活動装備品や資機材等の充実を図るなど、団員の確保への対応について様々な方策を検討し、また新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえつつ、先進の事例等を調査研究するとともに、消防団や関係機関との協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号5番、大里岳史議員の通告による一般質問に答えさせていただきます。

消防団応援事業につきましてのご質問でございますが、詳細につきましてはただいま担当部長のほうから説明があったとおりで、消防団員を多方面から支援することにつきましては、これは町の大きな課題でもございますので、団員の確保を図ることに対しても有効な手立てであると、このように思っております。大里議員におかれましても、制度の有用性が高いなど詳細に把握されていることに対しまして、感謝申し上げます。

消防団は、火災はもちろんのこと、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安全安心の確保の上で不可欠な組織ということでもあります。すなわち消防の組織の皆様は、日頃は本業を持ちながら、有事の際、いち早く、昼夜を問わず現場に駆けつけ、そして身の危険を感じる場合もあると思います。町民の方の安全安心な暮らしを確保す

るために、消火訓練、応急手当て訓練などを通し、技術を習得するとともに、規律ある部隊行動力を取るため、消防の規律礼式を習得すること並びに防災思想の普及、広報及び啓蒙に当たることが災害の予防を高めるといふ点におきまして、重要な役割を持っているということになります。現職、そして退職された皆様、そしてご家族の皆様、この場において改めて敬意を表する次第でございます。

消防団員の確保につきましては重要な課題と考え、今後につきましては新型コロナウイルス感染症の動向などを踏まえ、外部事例等の調査を進めるとともに、様々な方策を検討し、消防団の皆様と、そしてまた町民の皆様のご意見を聞きながら地域防災力向上が図られるよう環境整備に努めてまいりたいと、このように考えております。その中にはもちろん、先ほど議員の提案も検討の一つとして対応してまいりたいと、このように考えております。答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

（「すばらしい答弁だったのでありません」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 以上で5番、大里岳史議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

次に、10番、大久保武議員の質問を許します。

10番、大久保武議員。

（10番 大久保 武君登壇）

10番（大久保 武君） ただいま議長の許可がありましたので、通告いたしました一級町道15号線と一級町道8号線について質問をさせていただきます。

この15号線につきましては、私が平成11年に初当選した当時、安静地区といっても安静畑総関係の7行政区の正副区長さんが町へ橋梁の新設及び安静畑総への接続道路要望書というのを平成11年12月13日に大久保町長宛てに提出された経緯があります。その後、平成16年1月30日付に橋梁新設及び安静畑総への接続道路についての請願書が7行政区の正副区長14名連署で提出された経緯がございます。そのときに紹介議員として安静地区の篠山議員、猪瀬議員、私と西豊田地区の生井議員、小竹議員、湯本議員の6名の紹介議員で提出されて、採択されました。また、平成12年10月に坂東市山上地区に、この8メートルの幅の広いセンターラインの引けるような橋が完成いたしました。八千代町境界まで整備されている状況であります。

まず、6月議会にも質問させていただきました一級町道15号線でございますが、この

道路は芦ヶ谷新田地区を通り、東仁連川から南総土地改良区と坂東市方面へ進み、飯沼川までの路線で、地域住民の生活道路として重要であるとともに、圏央道の坂東インターや境古河インターへのアクセス道路として町の発展に大変重要な道路であります。

しかしながら、この道路から安静畑総の幹線道路へと通ずる東仁連川にも架かる橋は、上流に舟戸橋、下流に松下橋がありますが、どちらも橋の道路が狭く、車の通り違いが困難な状況にあります。この道路事業につきましては、平成18年度に事業にかかり、その後は一時休止状態となっておりますが、地域住民の強い要望にに応じて、平成27年度から事業が再開された経緯があります。安静畑総の幹線道路から東仁連川の橋梁の新設を含めた一級町道15号線が整備されますと、一本の道で坂東市につながり、さらには埼玉県、東京都方面及び圏央道への広域的な連絡道が整備されることとなります。そのようなことから、地域では一日も早い工事の着手に期待を寄せているところでございます。進捗状況については、6月にも聞いておりますが、町長が野村町長に替わったことから、今後の計画について改めて町長と産業建設部長にお伺いいたします。

次に、一級町道8号線についてでございますが、この道路は若地内を通る県道結城一坂東線から東落田地内、栗山地区を抜けて、筑波サーキット南側交差点までの道路となります。西側方面には一級町道12号線を経由して広域農道へと接続され、さらには古河市の名崎工業団地、筑西幹線道路へと通じ、南側方面は下妻市、常総市へと通ずる道となり、町の産業発展に大変重要な道路であります。本道路は若地内から東落田まで一部整備されたものの、その先の栗山地内の区間では道路幅が狭く、地元の住民からは一日も早く工事に着手していただきたいとの声が大きく聞かれます。

そこで、一級町道8号線について道路改良工事の進捗状況と今後の計画について町長と産業建設部長に答弁をいただきたいと思っております。

議長（中山勝三君） 産業建設部長。

（産業建設部長 木村和則君登壇）

産業建設部長（木村和則君） 議席番号10番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、一級町道15号線についてでございますが、芦ヶ谷地区と坂東市を連結しており、地域間の交流には必要不可欠な生活道路であるとともに、圏央道の坂東インターチェンジや境古河インターチェンジへアクセスするための広域的な連絡道として大変重要な道路であると認識しております。

これまでの事業経過を申し上げますと、平成18年度から19年度にかけまして平面測量を実施いたしました。その後、平成26年度までは財政上の都合により休止をしておりましたが、平成27年度に事業を再開しまして橋梁概略設計、平成28年度には路線測量、平成29年度には土質試験調査、平成30年度には道路詳細設計、平成31年度には橋梁予備設計を実施いたしました。

今年度につきましては、一級町道15号線に関する予算の計上はございませんが、昨年度実施いたしました橋梁の予備設計に基づきまして、関係機関等との調整を行っているところでございます。

また、今後の予定としましては、橋梁詳細設計を実施できるよう、さらなる関係機関との調整を図りながら準備を進めてまいります。

本事業におきましては、特に橋梁の新設に数億円単位の事業費を要することになります。また、一つ一つの業務を進めるに当たりましては、事業費が高額になってまいります。町といたしましても厳しい財政状況の中ではありますが、国や県の補助事業等のあらゆる方策を模索しながら財源の確保に努め、町の財政負担を減らし、早期に事業に着手できるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、一級町道8号線についてでございますが、若地内の県道結城一坂東線から新筑波変電所の西側を通り、東落田地内から栗山地内を抜け、筑波サーキット南側までの3,817メートルの幹線道路であります。一級町道12号線と接続し、西側は古河市方面へ、南側は下妻市、常総市方面へとつながり、広域的な交通ネットワークの確保を目的に整備を進めている路線となります。

まず、第1期工事区間でございますが、若地内の県道結城一坂東線、仲内板金から東落田地内の県道つくば一古河線、セブンイレブン東落田店までの延長2,280メートルが平成26年度に開通しております。

今後の整備区間となります第2期工事区間につきましては、東落田地内の県道つくば一古河線の交差点から栗山地内を抜け、筑波サーキット南側までの延長1,537メートルの区間となり、整備区間が長いことから2工区に分割して道路改良整備を推進する計画でございます。

事業経過でございますが、平成30年度に地元説明会を開催し、さらに第1工区420メートルの境界確認作業を行っております。昨年度は、前年度の区間におきまして、現地と測量図との相違が生じた箇所があります。地図訂正を行うと同時に、前年度からの続き

となる第1工区約300メートルの境界確認作業を実施しております。

今年度につきましては、用地測量業務のための予算2,233万円を計上し、国に対しては補助率50%となります1,116万5,000円の補助金を申請しておりましたが、国からの内示では申請額の10分の1にも満たない100万円の補助金しかつきませんでした。また、一部の地権者においても境界確認への協力が得られない状況もあり、今年度予定していた事業が実施できない状況となっております。

今後におきましては、財源確保のため、国、県に対し補助金の要求をしていくとともに、関係地権者に対しましても根気強く交渉を行い、事業へのご理解、ご協力をいただきまして、早期の工事着工を目指し事業を推進してまいりたいと思います。

以上、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号10番、大久保武議員のご質問にお答えさせていただきます。

一級町道15号線及び一級町道8号線についてのご質問でございますが、詳細につきましては先ほど担当部長のほうから答弁があったとおりでございます。決して手をこまねいているというわけではございませんで、少しずつでございますが、前進しているという流れになっております。

一級町道15号線につきましては、道路幅が狭く、通行車両の擦れ違いが困難であり、特に東仁連川に架かる橋梁につきましては、大型車両は通行することができないという状態であります。

本路線が計画どおり整備されますと、安静畑総の幹線道路から一本の道路で坂東市へとつながり、そして圏央道の坂東インターチェンジや境古河インターチェンジへの広域的なアクセス道路として地域の産業発展に大変重要な道路であると、このように認識しております。

しかしながら、事業を進めていく上では多くの課題があり、とりわけ財源確保の問題につきましては、人口減少に加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済が大きなダメージを受けている中でございます。顧みますと、昨年、国において財源不足から消費税を上げるという、最悪のタイミングでこのコロナウイルスの拡大が現在広

まっているということでございます。これらは町税や地方交付税等の減収、これらに影響を及ぼし、甚大かつ長期化することが予想されております。町としましては、令和3年度予算編成に当たり、マイナスシーリング予算の編成も余儀なくされるかなという見込みも持っております。橋梁の新設を伴います本路線の整備につきましては、多くの費用を要することから、一般財源のみでの整備はなかなか難しいのかなということで、補助事業の活用、これらを念頭に置きまして、実現方策を模索しながら進めてまいりたいと、このように思います。

一級町道8号線につきましては、若地内から東落田地内までの第1期工事区間は平成26年度に開通しましたが、その先の東落田地内から栗山地内までの第2期工事区間につきましては、年次計画により、現在も事業を推進しているところでございます。事業実施に当たりましては、多くの問題の中、予定どおりに進まない現況ではございますが、課題をクリアしながら、議員の地元での情報等も提供を受けながら、着実に進めてまいりたいと思っております。

一級町道15号線、一級町道8号線、共に当町から他市へつながる基幹道路でありますので、これらが整備されることにより、日常的な利便性の向上のみならず、町の経済活動、広域連携の活性化が図られるものと期待されております。そういった観点からも早期に工事着工ができますよう、一步一步確実に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

10番、大久保武議員。

10番（大久保 武君） 私の地元の橋梁のことなのですが、私のうちも農家をやっていて、せがれと孫がやっていますが、トラクターが5台もあって、車が14台もある、そういう時代で、道路が非常に狭いということで難儀をしておりますので、できるだけ早く町としても橋梁を新設していただいて、町発展のために、安静地区でも要望しておりますので、できるだけ早い着手をお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（中山勝三君） 以上で10番、大久保武議員の質問を終わります。

続けて続行したいと思えます。よろしいですか。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、4番、増田光利議員の質問を許します。

4番、増田光利議員。

(4番 増田光利君登壇)

4番(増田光利君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。大きくは2項目について取り上げます。

初めに、地域医療体制の確立と高齢化対策について質問します。八千代町で団塊世代と言われる現在70歳代前半の人たちは、約2,000人近くいます。この世代が75歳になる5年後のことから2025年問題と言われていています。高齢化社会対策の上で問題化することが指摘されています。医療保険制度上は、世代により前期高齢者から後期高齢者に該当します。この世代の方たちが健康で長生きできるような医療体制の整備を行政と医療機関の連携で確立することが必要だと思います。

未整備の例を挙げれば、町民が救急車で病院に搬送される場合、自動的に病院に搬入できるようになってはいません。病院先が決まるまで救急車内で待機していたという例を町民の方も聞いていると思います。そこで、救急搬送されたとき待機するような状態になった待機例数と待機時間の長さの実態を伺います。

一刻を争うときに病院の行き先が決まらないのでは命に関わります。救急車の待機時間の短縮や医療機関との連携への取組を強化するよう要望します。

次に、同じく高齢化対策として、地域にいわゆるお茶飲み場のような交流の場をつくることで、孤立を防ぐことが重要だと思います。前にも一般質問で取り上げましたが、委託事業所2か所の高齢者サロンの取組について報告がありました。町の福祉計画では、平成30年度以降の3年間で4か所に増設する目標値が設定されています。その後増設はあったのでしょうか。

最近懸念されるのが、老人会の活動停滞や若い世代間との意識の変化など、急激に地域コミュニケーションが希薄になっていることが指摘されています。高齢者サロンの必要性が高まっています。新たな開設について計画はあるのか伺います。

次に、高齢者対策で地域の高齢者が一番心配しているのは、介護が必要になったときに入れる施設があるのか、今の時代は自分の息子や娘には頼れないと多くの町民が不安を訴えています。もし介護が必要になった場合、安心して自宅での訪問介護を受けたり、希望すれば介護施設に入居できたりすることが町民の願いであります。

一方、特別養護老人ホームに入居したくても経済的に困窮する高齢者が増える懸念もあります。高齢者の生活を支える資金は、年金のみという方が大半を占めています。単身者への国民年金の支給額は、平均で月約5万5,000円、国民健康保険料、介護保険料を

差し引くと、手取りで3万円から4万円になってしまうと訴えています。

町民が考えている1人当たり介護施設に入居した場合の月額費用は14万円から15万円以上とのイメージが多いです。これでは独り暮らしが増えてくることが予想されるこれから、ほとんどの方が経済的に特別養護老人ホームには入れず、居場所がなくなってしまいます。

そこで、八千代町の特養ホームの施設に入居した場合の月額当たり介護費用は幾らになるのか、介護度別費用について伺います。

また、経済的に入居できる条件がある人はどこにでも入ることができるので、問題は少ないですが、八千代町は特養ホームが2事業所、入居待機者が多ければ入居することもかありません。そこで、八千代町の特養ホームにおける介護施設の入居希望待機者は何人になるのか伺います。

これからは八千代町に合った地域完結型医療と地域密着型介護を具体化するための特別養護老人ホームを中心とした施設整備が必要です。八千代町住民だけが入居できる小規模特別養護老人ホームの設立は、喫緊の課題であると考えます。設立に当たっては、県の長寿支援課に問い合わせたところ、町当局が公募すること、加えて来年度から始まる第8次高齢者福祉計画に組み入れることが前提であるとの回答でした。設立を希望する民間事業者がいるので、町で公募すべきと考えます。介護施設要員の雇用創出の意味でも、町に必要な施設になります。町長の見解を伺います。

2項目の自動車臨時運行許可申請書、仮ナンバー申請のことなのですが、その目的外使用問題について質問します。住民から自動車臨時運行許可申請書、以下仮ナンバーと申し上げます、の手續について不審な点があるので、調査してほしいとの要望がありました。その内容は、本年6月に八千代町内において外国人が運転する仮ナンバーの車を見受けたが、廃品回収の営業使用の疑いがあるということでした。法的な仮ナンバー制度における運行の目的は、車両の新規登録や検査のための回送など限定した対象になっています。先ほどの例は、運行目的外の使用になります。今までは考えられなかった使用方法が見受けられます。

今後目的外使用によるトラブルの発生も考えられます。例えば申請書類を届けても廃車車両に仮ナンバーを取り付けた場合、その車が事故を起こしたときの補償が受けられない問題になりかねません。制度上同一車が反復継続申請はできないことになっています。同一人物が複数回申請している実態はあるのか伺います。

また、仮ナンバー不正使用の状況を地域住民に広報を通じて周知して、不正使用が疑われた場合は、役場への通報に協力をしていただくような取組を提案します。仮ナンバーの不正使用の問題は、仮ナンバー申請の手続上に課題があるのではと考え、担当課に調査依頼をしました。その結果、自動車検査証有効でないものと自動車損害賠償責任保険に記載の車台番号が同一であることを確認はしていますが、実車の確認はしていないとの回答でした。手続上仮ナンバー申請時に当該車両は乗ってこられないわけですから、書類との照合はできないのが実態だと思います。そのため、同一車が反復継続申請した場合とか、不正が疑われる場合は、抜き打ち的に申請書類と実車の照合を確認することが必要だと考えます。

しかし、実態として確認作業が法的に規定されていない点で申請時の提出書類を参考に見せていただきましたが、チェックが甘い感じでした。町や担当課の責任ではありませんが、努力目標では解決できないと思います。制度的な不備があると考えられますので、国土交通省など国の機関への改善策の要望をする考えはあるのか伺います。

次に、軽自動車の不正登録問題について質問します。昨日の安田議員の質問でも取り上げられましたので、重複することがあると思いますけれども、質問したいと思います。

さきに述べました仮ナンバーの目的外使用の実態があったので、不正な登録も考えられます。例えば廃車や車検証の期限切れ車両などに仮ナンバーを取り付けた場合、自動車税を払わずに使用することができてしまう、不正な使用が常態化しているのではと税務課に相談をいたしました。外国人の軽自動車新規登録でも不正な登録の実態があることを聞きました。その後の不正登録の実態状況について伺います。

また、不正登録問題は課税できる分が減収になることでもあり、税務課だけでなく、町にとっても影響が出てきます。その他関連した課題点があるのか伺います。

また、不正登録問題は八千代町に特徴的に現れている現象なのか。近隣自治体での実態はどうなっているのか伺います。

また、町で問題を把握していても制度上の不備があれば解決策にはなりません。税務課として制度改正も含めた対応を国の機関に働きかけているようですが、どのような状況か伺います。

また、町としてもこのような活動に対し評価し、支援すべきだと考えます。町長の見解を伺いまして、質問を終わります。

議長（中山勝三君） 総務部長。

(総務部長 渡辺孝志君登壇)

総務部長(渡辺孝志君) 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

まず、地域医療体制の確立と高齢化対策についての中で救急車搬送時の待機例と待機時間の実態でございますけれども、これにつきましては、所管する茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部に確認をさせていただきました。

初めに、救急車搬送時の待機例でございますけれども、バイタルサインの測定、それから状況聴取などがあるそうです。これは傷病者を搬送する適切な病院選定に必要な情報と医師に引き継ぐ大事な情報を得るため、傷病者の血圧とか呼吸数、脈拍、血中酸素飽和度など、状況に応じては心電図、瞳孔、呼吸音、心音、麻痺状態などの観察、それから外傷時は全身の観察を実施しているということであります。その観察した結果によりまして、必要に応じて救命処置ということで酸素投与とか、固定、止血などの処置や心肺停止・窒息などの重篤症例では心肺蘇生に加え、AEDを使用しての電気ショックや医師の指示の下で薬剤投与や高度な器具を使用しての気道確保などを実施しておるということでございます。また、氏名、住所、生年月日や発症状況、それから既往歴、かかりつけ医などの情報も医療機関にとっては非常に有用なため、状況聴取をしておるというようなことでもあります。

次に、待機時間の実態についてでございますが、平成30年の全国平均ですと17.1分、西南広域の平均ですと17.7分ということでございます。西南広域消防本部としましては、今後も待機時間の短縮に向けまして、引き続き努めてまいりたいということでございます。

それから、待機例の数というようなこともあったかと思うのですが、この数についてはちょっと把握していないのですけれども、時間の長短にかかわらず、ほとんど若干待機しているのではないかなというふうに思われます。

次に、自動車臨時運行許可制度についてのご質問でございますが、議員のほうからもございましたように、未登録の自動車や自動車検査証の有効期限の過ぎた自動車を、新規登録や新規検査、継続検査のため運輸支局等へ回送する場合などに、あらかじめ運行の期間、目的、経路などを特定した上で特例的に運行を許可する制度でございます。昨年12月から本年11月までの1年間の申請許可件数は、当町の場合695件ございました。申請書の審査につきましては、自動車検査証など、自動車損害賠償責任保険証書、本人確

認書類により審査しておりまして、実車両の照合確認作業は行ってございません。

同一人物が複数回申請している実態はあるかということについてでございますけれども、実態はございました。また、臨時運行の許可の対象となる目的から、同一車両が反復して申請することは当然不自然ではございますが、一定期間を経過しなければ同一車両での申請はできないとの規定などはなく、申請に不備や不正がない限り許可しないことはできない状況でございます。

対策としましては、申請書類と実車両の照合確認作業について、法的不備を国へ要望する考えはないかについてでございますが、仮ナンバーを許可された車両以外へ表示することや、許可された目的以外に使用することは不正でありますので、引き続き申請受付の際に許可された目的、経路、期間を守ること、許可された車両以外に仮ナンバーを表示しないこと、期間満了後は速やかに返納することを周知徹底するとともに、目的外使用等の不正が確認された場合には法律違反となりますので、運輸支局や警察に相談の上、対処してまいりたいと考えております。

次に、軽自動車の不正登録問題についてのご質問でございますが、昨日の安田議員の質問と類似しておりまして、答弁が重複する部分もございますが、ご了承願いたいと思います。

まず、軽自動車の不正登録の実態についてでございますけれども、当町におきましては平成30年度と令和元年度の2年間に既に出国している外国人2名の名前で、当町に在住していた際に発行された住民票等を使用しまして、68台の軽自動車が何者かによって登録されるという事例が発生いたしました。

軽自動車の課税につきましては、八千代町内を定置場とする軽自動車の所有者が課税対象となります。登録については、軽自動車検査協会に軽自動車税申告書に登録者の署名捺印と、住民票や印鑑証明書等の住所証明書の添付が必要とされております。それらの手続を本人に成り済まして登録手続がなされたということでもあります。また、添付書類である住民票等は発行期限が3か月のみ有効とされておりますけれども、そのコピーでも可ということで、日付を改ざんされるケースもありました。それらの手口で平成30年度41台、令和元年度27台、合計68台が職権消除された状態にあるにもかかわらず、登録がなされたということでございます。

そして、今回の事例で問題なのが2点ございまして、1点目は、軽自動車の課税上、課税すべき対象者が不在であることから、適正な課税ができない状態にあることが1点

目。2点目は、登録された車両の存在でありまして、これらの車両と交通事故等が発生した場合におきましては、任意保険の適用が懸念されるところでございますので、国の治安維持や公益性において問題であろうと思われまます。

担当課としましては、この実態を重く受け止め、下妻警察署と軽自動車検査協会及び国土交通省自動車局に報告するとともに、県内の実態を把握するため、不正登録に関するアンケートを実施いたしました。アンケートの結果でございますが、県内44市町村ありますけれども、39の市町村から回答がございまして、そのうち10市町村で被害があるようであります。平成30年度から令和2年度の3年間で870台を超える事例が確認されておりまして、近隣では下妻市、桜川市、筑西市、坂東市、結城市などで確認されております。比較的県西地方での被害が多いようであります。これらのアンケート結果につきましては、国土交通省や検査協会及び警察にも情報を提供しましたが、その結果、今後検査協会に外国人の名前で登録申請がなされた際には、税務課に電話確認をすることになりまして、これによりまして従来のような職権消除された状態で登録がなされることは抑止できるようになったということであります。

また、関連して、関東運輸局茨城支局土浦検査登録事務所と茨城県警とで、普通自動車の不正登録が疑われる事業者の呼び出しによる取締り強化もなされている状況です。さらに茨城運輸支局におきまして、来月中旬にナンバー自動読み取り装置を用いた無車検・無保険の車両摘発のための街頭検査を八千代町内で実施する予定ともなっております。これは、町内で外国人がナンバープレートを偽造し、逮捕される事案が発生したこと、それから茨城県内が無車検運行車両全国ワースト1位という統計が出ていることを鑑みて実施されるとのことでございます。

いずれにいたしましてもこれらの不正登録につきましては、引き続き国土交通省等と協議を重ね、登録受付事務の厳格化を求めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 大里 斉君登壇）

保健福祉部長（大里 斉君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

地域医療体制の確立と高齢化対策についてでございますが、初めに高齢者交流サロンの運営状況でございますが、介護事業所に委託しているものが2か所、ボランティアが

主体となって運営しているものが4か所で、現在6か所ございます。参加延べ人数は、令和元年度実績で1,824人となっております。高齢者交流サロンにつきましては、議員ご指摘のとおり、高齢者のひきこもり防止や日中独居となってしまう高齢者の生きがいづくりの場であるとともに、元気な高齢者、議員おっしゃっていましたが、前期高齢者と言われる方々のボランティアとしての活躍できる場としても大変有効なものと考えております。今後とも高齢者が気軽に集える場所として、引き続き支援をしていきたいと考えております。

ご質問の介護施設入居時の月当たり介護費用についてでございますが、特別養護老人ホームの利用者は原則要介護度が3以上の方が入居可能な施設となっております。自己負担は介護を受けるための施設サービス費用のほか、家賃に相当する居住費、1日3回の食費、医療費や嗜好品などの日常生活費となります。

介護施設サービス費用の自己負担額は、利用者自身の要介護度、所得段階によって負担額が変わってまいります。また、居住費、食費については、負担限度額認定により、所得や資産が一定以下の方に対して限度額を超えた分を介護保険から支給される、特定入居者介護サービス費の利用ができるものでございます。なお、日常生活費につきましては、各施設によりサービス内容、費用が異なっております。

ご質問の自己負担額の一般的な入所者の例といたしまして、要介護度が4、収入が国民年金のみの80万円以下、負担限度額の段階が第2段階の方といたしまして計算をいたしますと、6万4,000円程度となります。日常生活費を必要最小限の8,000円程度で想定いたしますと、月額約7万2,000円となります。なお、町内の施設は全てがユニット型の個室となっております。部屋のタイプによっても金額が若干異なっております。多床室と言われる大部屋等につきましては、もう少し安い値段で入居が可能かと思えます。

次に、介護施設の入居希望待機者の数は何人かについてでございますが、町内には特別養護老人ホームが2つございます。定員は2つの施設で、ベッド数として120床でございます。今年10月末時点での待機者数は、重複者を除き、合わせて67名でございます。近隣の特別養護老人ホーム数か所に申込みをしておられる方もいらっしゃいますが、待機者の内訳を見ますと、老人保健施設に入所している方が22名、グループホームに入居されている方が6名、短期入所生活介護・短期入所療養介護等の短期間の入所サービス、いわゆるショートステイというものを利用している方が22名となっております。その他の方は通所介護や訪問介護などの介護サービスを利用されております。常時介護が必要

な状態ではありますが、ほかの介護サービスを利用しながら入居を待っている状況かと思われま

す。次に、第8次高齢者福祉計画に小規模特養ホーム設立の公募要請についてでございますが、ご質問の小規模特養ホームとは、定員が29人以下の特別養護老人ホームのことと思われま

す。この施設は、地域密着型介護老人福祉施設となり、原則町内に住所を有する方だけが利用することができる施設となっております。地域密着型特別養護老人ホームの整備につきましては、現在の第7期介護保険事業計画においても、利用者のニーズと施設サービスの区分において提供されている同サービスとのバランスを踏まえながら検討していくとしております。特別養護老人ホームの入退所者見込みは、これまでの利用実績や高齢化率、介護認定率等を基に推計をいたして

おります。現在令和3年度から令和5年度を計画期間とする八千代町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定作業を進めており、その中で計画期間中の介護保険事業量の見込みを推計いたして

しております。不足している介護サービス事業につきましては、事業者の参入を促すことにより適切なサービス量を確保することとしております。施設サービスの定員数とサービス利用見込みにつきましても、推計データを基にして八千代町老人福祉計画策定委員会の中で委員の皆様にご審議をいただいているところでございます。また、介護サービスの充実と合わせて、整備が必要な部分についての費用の検討も

していただいております。介護給付・予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて50%が国、県、町の公費負担、残り50%を65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者がそれぞれ介護保険料としてご負担をいただいております。介護サービスの充実は、介護を受ける方だけでなく、介護をしている方々の負担軽減にもつながります。しかしながら、費用負担は保険者である市町村と被保険者が納める介護保険料に反映されてくることとなります。

今後も介護サービスの充実と介護保険料負担のバランスを見極めながら、持続可能な介護保険制度を目指して、適切に事業を推進してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願

いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号4番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、地域医療体制の確立と高齢化対策についてのご質問でございますが、詳細につきましては先ほど担当部長のほうから説明させていただきました。

私のほうからは、現在策定作業を進めております令和3年度から始まる八千代町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画についてですが、団塊の世代が介護が必要とされる75歳以上となる2025年問題や、団塊ジュニア世代が65歳に達し、高齢者人口がピークとなる2040年問題を見据えた中長期的な視点に立ち、策定委員会で検討いただいているところであります。内容にしましては、八千代町を含む日本全体が一気に高齢社会から超高齢社会に突入していく中で新たな課題、そして予測困難な事態、これらの対応を含めながら将来を見据え、計画策定に進むという困難な道筋になろうかと、このように考えております。

介護に必要なサービスと地域支援事業の必要量を定め、そして高齢者が住み慣れた地域で自立し、自分らしい日常生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムを推進するための具体的取組事項を定めることを目的として策定を進めているところでございます。重点的な取組事項は、国の基本方針に基づき、2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備や人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現でございます。介護予防・健康づくり施策の充実など、これまでの計画をさらに深く進めると、このような予定、考えております。

ご質問の小規模特養ホームである地域密着型特別養護老人ホームは、定員29人以下の八千代の町民の方だけが利用できると、こういう施設の定義になっているわけでございます。検討方向としましては、八千代町町民だけが利用できると、ここがポイントになるかなと、このように考えております。特別養護老人ホームは、常に介護が必要で、在宅での生活が困難な方が入所し、そして日常生活上の支援や介護が受けられる施設と、このような形になります。入居を希望する要介護者の状態など、真に施設サービス利用を必要とする方が入所できるよう、事業の適正化に努めているところでございます。不足する介護サービスにつきましても、要介護者を取り巻く環境や社会情勢の変化を的確に捉え、特に人口動態をきちんとこれを把握しまして、進めてまいるといことになり、緊急に整備が必要と判断される場合は、公募等も一つの手段として考えていくと、このような考えでおります。

今後も介護保険事業の安定的な運営のため、事業の適正化とサービス提供体制の確保に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、自動車臨時運行許可申請書の目的外使用及び軽自動車の不正登録問題についてのご質問でございます。対応策等も含め、先ほど総務部長のほうから説明がございました。税の分野で町民の方の高いご理解を得まして、高い納付率を示されるこの八千代町でございますが、唯一軽自動車税については、その収納率が、納付率があまりよろしくないという原因の一つになっているところでもございます。特に軽自動車の不正登録につきましては、軽自動車税の課税逃れや社会秩序の維持といった観点からも問題だろうと、このように認識しております。

この問題の本質は何かといえば、やはり税の滞納ばかりではなく、犯罪の温床となっているところが問題であると考えております。以前茨城県内の村ですね、車庫証明が必要でないと、この村におきまして12人の男性、日本人と外国人だそうです。12人で1,600台の軽自動車を登録して、そして転売やあるいは犯罪に使用されたという事件がございました。その際、一番多い者は1人で457台の不正登録をしたそうです。そして転売、そしてその中で13件の犯罪に使用されたというのが確認されているそうです。その際も警視庁が国土交通省に犯罪防止の何らかのシステムを検討していただきたいというような申出をしたという事例もございます。

これらについては全国的な問題でもありますので、八千代町が全国に先駆けて、引き続き茨城県及び国土交通省等とも入念な協議を重ね、働きかけを行いまして、受付事務の厳格化、これらを要望してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中山勝三君） 再質問ありますか。

4番、増田光利議員。

4番（増田光利君） 要望として1件だけお話ししたいと思います。

小規模特養ホームについては、いずれ八千代町に降りかかってくる重大な問題になってくるといふふうに私は認識しております。そういう意味で特養ホームの開設をお願いしたわけなのですが、引き続きそのことについて執行部のほうで検討を重ねて実施していただくように要望いたしまして、一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（中山勝三君） 以上で4番、増田光利議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 閉会中の継続調査の件

議長（中山勝三君） 日程第2、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長より別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山勝三君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（中山勝三君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。去る12月4日より本日までの8日間にわたり、議員各位には終始熱心な審議をいただき、ここに閉会の運びとなりました。皆様方のご協力に対し、深く感謝申し上げます。

寒気いよいよ厳しく、年の瀬も押し迫ってまいりました。時節柄皆様方のご健康と、迎えます新しい年のご多幸を心からご祈念申し上げまして、令和2年第4回定例会を閉会といたします。

（午前10時25分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 中 山 勝 三

署 名 議 員 大 久 保 武

署 名 議 員 水 垣 正 弘